



箕面市

介護予防・日常生活支援

総合事業

(みのおあんしん生活サポート事業)



「総合事業」とは、

高齢者のかたが、住み慣れた地域で自立した生活を
続けることができるよう、在宅生活をサポートする事業です。

あなたも「総合事業」を利用して、

いつまでも元気で長生き「健康長寿」をめざしましょう!

問い合わせ



① 要介護認定がなくても、サービスが使えます。

総合事業では、要介護認定がないかたも、心身状況や生活状況などの25項目のチェックで総合事業対象者に該当すれば、訪問型（ホームヘルプ）サービスや通所型（デイ）サービスを利用できます。



② 利用者にあったサービスが選べます。

総合事業は、箕面市独自のルールで運用するので、「専門型」「緩和型」「短期集中型」など、利用者のかたに合ったサービスを選べます。

（サービスの内容等は、5～6ページを参照してください。）

私たちが、
あなたの元気生活をサポートします！



高齢者くらしサポート（地域包括支援センター）の職員やケアマネジャー、市リハビリ職などが、しっかり連携して、利用者のかたにぴったりのサービスを提案します。

総合事業の 3 つの特徴

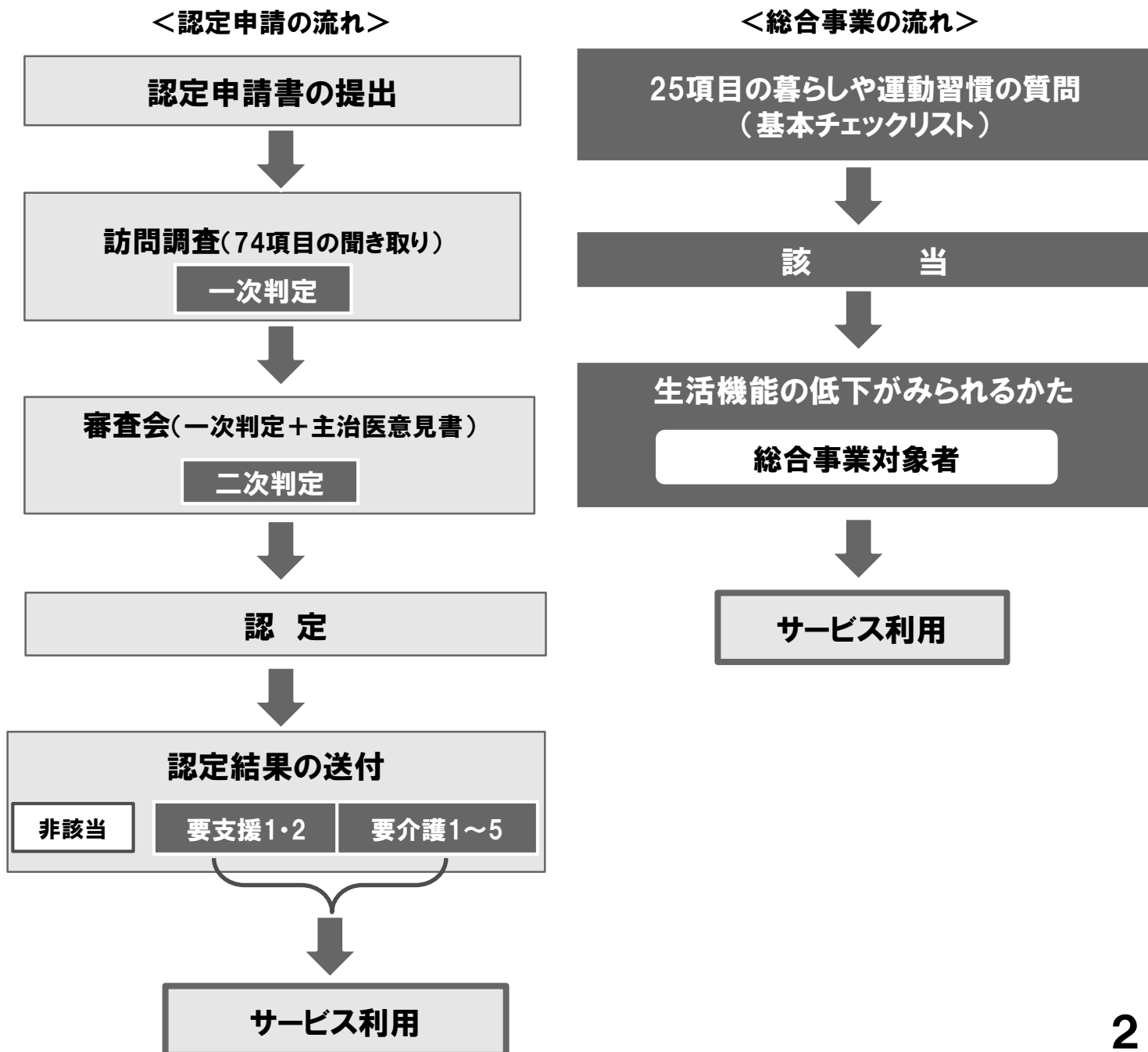


3

新たに訪問型サービスや通所型サービスの利用を希望する場合の手続きがスピーディです。

今までのように要介護認定を申請しなくても、25項目の暮らしや運動習慣の質問（4ページの基本チェックリスト）により、総合事業対象者に該当すれば、迅速にサービスを利用することができます。

◎従来の認定申請と総合事業の流れの違い



総合事業の利用の流れ

生活の中での困りごとについては、お住まいの地域の高齢者くらしサポート(地域包括支援センター)や総合保健福祉センター(みのおライフプラザ)、市役所にご相談ください。



※ご希望に応じて要介護認定を申請できます。

基本チェックリストを実施

4ページ

ご本人に25項目の質問に答えていただくことで、年齢とともに現れる心身機能の低下のサインをみつけます。

生活機能の低下がみられたかた



高齢者くらしサポート(地域包括支援センター)職員やケアマネジャーなどが訪問し、プランを作成

高齢者くらしサポート(地域包括支援センター)職員やケアマネジャー、市リハビリ職がご自宅を訪問し、ご相談のうえ、支援のプランを立てたり、地域の通いの場などの情報をお伝えしたりして、ご本人に適したサービスの利用調整を行います。



サービスを利用

5・6ページ

訪問型サービスや通所型サービスには、専門型、緩和型、短期集中型などの種類があります。定期的に見直して、ご本人の心身の状況に適したサービスにつなげます。

箕面市版基本チェックリスト

1. バスや電車で一人で外出していますか	1. はい	2. いいえ
2. 日用品の買い物をしていますか	1. はい	2. いいえ
3. 預貯金の出し入れをしていますか	1. はい	2. いいえ
4. 友人の家を訪ねていますか	1. はい	2. いいえ
5. 家族や友人の相談にのっていますか	1. はい	2. いいえ
6. 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか (※)	1. はい	2. いいえ
※「いいえ」の場合のみ、右記のどれかひとつ選択する	6-① 安全のため手すりは持っているが手すりがなくとも昇降できる	
	6-② 手すりがないと昇降できない (一人で昇降動作はできる)	
	6-③ 人がいないと怖くて昇降できない(誰かの見守り、サポートがいる)	
7. 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか (※)	1. はい	2. いいえ
※「いいえ」の場合のみ、右記のどれかひとつ選択する	7-① 安全のため何かを持ち立ち上がるが、持つところがなくても可能	
	7-② 持つところがなくて立ち上がれない (一人で動作はできる)	
	7-③ 人がいるときでないと怖くて立ち上がる動作ができない	
8. 15分くらい続けて歩いていますか (※)	1. はい	2. いいえ
※「いいえ」の場合のみ、右記のどれかひとつ選択する	8-① 平らな道であれば可能	
	8-② 5分程度なら可能 (家の周辺なら歩くことができる)	
	8-③ 屋内中心の生活である。	
9. この一年間に転んだことがありますか (※)	1. はい	2. いいえ
※「はい」の場合のみ、右記のどれかひとつ選択する	9-① 1年間に1回のみ	
	9-② 1年間に複数回	
	9-③ 月に1回以上	
10. 転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	2. いいえ
11. 6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	2. いいえ
12. 身長 (cm) 体重 (kg) (※BMI 18.5未満なら該当) BMIの判定方法 ※BMI: 体重 (kg) ÷身長 (m) ÷身長 (m)		
13. 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	2. いいえ
14. お茶や汁物などでむせることがありますか	1. はい	2. いいえ
15. 口の渇きが気になりますか	1. はい	2. いいえ
16. 週に1回以上は外出していますか	1. はい	2. いいえ
17. 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	2. いいえ
18. 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	2. いいえ
19. 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	1. はい	2. いいえ
20. 今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	2. いいえ
21. (ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	2. いいえ
22. (ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	2. いいえ
23. (ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	2. いいえ
24. (ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	2. いいえ
25. (ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	2. いいえ

* 基本チェックリストの該当項目を確認した上で、高齢者くらしサポート（地域包括支援センター）の職員が生活の困りごとなどをお聞きして、必要なサービスにつなげます。

総合事業 ～訪問型(ホームヘルプ)サービス～

①専門型サービス(訪問介護相当サービス)

対象

- ・今まで訪問介護を利用して、サービスの利用継続が必要なかた
- ・ホームヘルパーによる専門的なサービスが必要なかた
(がん末期のかた・難病患者のかたなど)

内容

ホームヘルパーがご自宅を訪問して、掃除や買い物、入浴などの援助を行います。

－自己負担のめやす(1か月につき)－

利用者の区分	内容	自己負担額(1か月あたり)
要支援1・2 総合事業対象者	週1回程度の利用	(1割) 1,276円 (2割) 2,552円 (3割) 3,828円
	週2回程度の利用	(1割) 2,549円 (2割) 5,097円 (3割) 7,646円
要支援2 総合事業対象者	週2回程度を超える利用	(1割) 4,045円 (2割) 8,089円 (3割) 12,134円

※要支援や総合事業対象者と判定されることにより、1割または2割または3割の負担でサービスを利用できます。(一定以上所得者については、2割または3割負担です。)(以下同)

※総合事業対象者は、サービスの利用頻度に応じて上記のいずれかとなります。

②緩和型サービス

対象

専門型サービスの対象外で、簡易な家事援助サービスなどが必要なかた

内容

ホームヘルパーや、市研修修了者がご自宅を訪問して、簡易な家事援助サービスを行います。

－自己負担のめやす(1回につき)－

利用者の区分	内容	自己負担額(1回あたり)
要支援1・2 総合事業対象者	週2回が上限	(1割) 245円 (2割) 490円 (3割) 735円

③短期集中型サービス(市リハビリ職などによる訪問指導)

対象

身体機能や認知機能の低下などにより、日常生活に支障のあるような症状や行動を伴うかた

内容

市リハビリ職や市保健師などがご自宅を訪問し、生活機能改善のための運動や、日常生活動作などの指導を行います。費用は無料です。

総合事業 ～通所型(デイ)サービス～

① 専門型サービス(通所介護相当サービス)

対象

- ・今まで通所介護を利用していて、サービスの利用継続が必要なかた
- ・専門職によるサービスの利用が必要なかた

内容

デイサービスセンターなどに通い、機能訓練や食事・入浴の介助など日常生活上の支援を行います。

－基本サービス(送迎を含む)の自己負担のめやす(1か月につき)－

利用者の区分	内容	自己負担額(1か月あたり)
要支援1 総合事業対象者	週1回程度の利用	(1割) 1,765円 (2割) 3,529円 (3割) 5,293円
要支援2 総合事業対象者	週2回程度の利用	(1割) 3,617円 (2割) 7,233円 (3割) 10,849円

※要支援や総合事業対象者と判定されることにより、1割または2割または3割の負担でサービスを利用できます。(一定以上所得者については、2割または3割負担です。)(以下同)
※総合事業対象者は、サービスの利用頻度に応じて上記のいずれかとなります。

② 緩和型サービス

対象

専門型サービスの対象外で、介護予防のための運動や交流の場が必要なかた

内容

運動・レクリエーション・介護予防の講話などを行います。

－自己負担のめやす(1回につき)－

利用者の区分	内容	自己負担額(1回あたり)
要支援1・2 総合事業対象者	週2回が上限 全日型(送迎あり)	(1割) 381円 (2割) 761円 (3割) 1,142円
	半日型(送迎あり)	(1割) 337円 (2割) 673円 (3割) 1,009円
	全日型(送迎なし)	(1割) 331円 (2割) 662円 (3割) 993円
	半日型(送迎なし)	(1割) 288円 (2割) 576円 (3割) 864円

※「全日型」は5時間程度、「半日型」は3時間程度のサービスとなります。

③ 短期集中型サービス

対象

退院直後で状態が変化しやすいなど、健康管理の維持や改善、生活機能の改善、閉じこもり予防などのために、集中的な支援が必要なかた

内容

デイサービスセンターなどに、おおむね週2回、3～6か月間程度通い、専門職による短期集中トレーニングなどを行います。

－自己負担のめやす(1回につき)－

利用者の区分	内容	自己負担額(1回あたり)
要支援1・2 総合事業対象者	2時間程度の利用	(1割) 407円 (2割) 814円 (3割) 1,221円

お困りごとの相談は、高齢者くらしサポートへ

高齢者くらしサポート（地域包括支援センター）は、高齢者のみなさんが自立した生活を送ることができるよう支援する地域の相談窓口です。毎日の生活でのお困りごとの相談対応や、介護保険・福祉サービスの紹介など、さまざまな支援を行っています。

箕面市には5ヶ所の高齢者くらしサポート（地域包括支援センター）があります。お気軽にご相談ください。

お住まいの地区の高齢者くらしサポートをご利用ください。

止々呂美小校区
西南小校区
南小校区
にお住まいのかた

北部・西南 高齢者くらしサポート



場 所：桜井1-13-22
電 話：072-725-7029
ファクス：072-720-5323
営 業 日：月曜日から金曜日
(祝日、年末年始を除く)
営業時間：午前8時45分から午後5時15分
運 営：社会福祉法人 翠明社

箕面小校区
西小校区
にお住まいのかた

西部 高齢者くらしサポート



場 所：西小路5-4-20
オフィスワイ 4階
電 話：072-720-5592
ファクス：072-720-5593
営 業 日：月曜日から金曜日
(年末年始を除く)
営業時間：午前8時45分から午後5時45分
運 営：社会福祉法人 暁光会

北小校区
中小校区
萱野小校区
にお住まいのかた

中西部 高齢者くらしサポート



場 所：萱野5-8-1
みのおライフプラザ
電 話：072-727-9510
ファクス：072-727-3539
営 業 日：月曜日から金曜日
(祝日、年末年始を除く)
営業時間：午前8時45分から午後5時15分
運 営：箕面市

萱野北小校区
萱野東小校区
豊川南小校区
にお住まいのかた

中東部 高齢者くらしサポート



場 所：西宿1-17-22
みのおキューズモールEAST-1 2階
電 話：072-727-9511
ファクス：072-727-3597
営 業 日：月曜日から金曜日
(祝日、年末年始を除く)
営業時間：午前9時から午後5時30分
運 営：社会福祉法人
箕面市社会福祉協議会

豊川北小校区
東小校区
彩都の丘小校区
にお住まいのかた

東部 高齢者くらしサポート



場 所：粟生間谷西6-7-7
(奥自治会館)
電 話：072-729-1711
ファクス：072-730-2230
営 業 日：月曜日から金曜日
(祝日、年末年始を除く)
営業時間：午前8時45分から午後5時15分
運 営：社会福祉法人
大阪府社会福祉事業団